

第19号議案

文京区立学校における行政情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和4年3月29日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会訓令第一号

文京区立幼稚園
文京区立小学校
文京区立中学校

文京区立学校における行政情報の管理に関する規程（平成三十一年教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月 日

文京区教育委員会

第二条に次の二号を加える。

九 対内文書 この規程が適用される機関相互間の文書並びに教育局及び教育委員会の所管に属する教育機関（学校を除く。）へ発信する文書をいう。

十 対外文書 庁外へ発信する文書をいう。

第十五条第一項中「発送する文書」を「発信する文書」に改める。

第十六条中「発送する」を「発信する」に改める。

第二十七条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、照合を終了した浄書文書が次の各号のいずれかに該当する場合（法令等の定めにより公印の押印を要する場合を除く。）は、公印省略と記載して公印の押印を省略することができる。

一 対内文書

二 対外文書のうち、軽易なもの

別記様式第四号中「

18	預かり保育関係書（申請書等）	5
----	----------------	---

」を

18	預かり保育関係書（申請書等）	5
19	定期テラスト関係書	1

に改める。

付 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

文京区立学校における行政情報の管理に関する規程（平成三十一年三月教育委員会訓令第一号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 <u>対内文書</u> この規程が適用される機関相互間の文書並びに教育局及び教育委員会の所管に属する教育機関（学校を除く。）へ発信する文書をいう。</p> <p>十 <u>対外文書</u> 庁外へ発信する文書をいう。</p> <p>(略)</p> <p>(文書の発信者)</p> <p>第十五条 学校外へ発信する文書の発信者は、学校名を用いる。ただし、法令等に定めがあるとき又は文書の性質若しくは内容により、校長名を用いることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務担当者の表示)</p> <p>第十六条 発信する文書には、照会その他の便宜に資するため、必要に応じて当該文書の末尾に事務担当者の所属、職名、氏名、電話番号等を記載するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(文書の発信者)</p> <p>第十五条 学校外へ發送する文書の発信者は、学校名を用いる。ただし、法令等に定めがあるとき又は文書の性質若しくは内容により、校長名を用いることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務担当者の表示)</p> <p>第十六条 發送する文書には、照会その他の便宜に資するため、必要に応じて当該文書の末尾に事務担当者の所属、職名、氏名、電話番号等を記載するものとする。</p> <p>(略)</p>

<p>(公印)</p> <p>第二十七条 照合を終了した浄書文書は、文京区教育委員会公印規則（昭和三十八年二月文京区教育委員会規則第一号）に定めるところにより、公印を押印しなければならない。<u>ただし、対内文書又は軽易な文書については、公印省略と記載して押印を省略することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(公印)</p> <p>第二十七条 照合を終了した浄書文書は、文京区教育委員会公印規則（昭和三十八年二月文京区教育委員会規則第一号）に定めるところにより、公印を押印しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>照合を終了した浄書文書が次の各号のいずれかに該当する場合（法令等の定めにより公印の押印を要する場合を除く。）は、公印省略と記載して公印の押印を省略することができる。</u></p> <p>一 <u>対内文書</u></p> <p>二 <u>対外文書のうち、軽易なもの</u></p> <p>(略)</p> <p>付 則（令和四年三月●日文教委訓令第一号） <u>この訓令は、令和四年四月一日から施行する。</u></p> <p>別記様式第四号（第三十条関係）</p>
<p>(公印)</p> <p>第二十七条 照合を終了した浄書文書は、文京区教育委員会公印規則（昭和三十八年二月文京区教育委員会規則第一号）に定めるところにより、公印を押印しなければならない。<u>ただし、対内文書又は軽易な文書については、公印省略と記載して押印を省略することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>別記様式第四号（第三十条関係）</p>